

日本司法支援センターを核とした総合法律支援構想について【法務省】

１．ネットワークの名称

なし（日本司法支援センターは，平成１８年４月１０日設立され，現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり，ネットワークのあり方につき検討中の状況である。）

２．ネットワーク構築の理念・目的

被害者等が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実を図る。

（総合法律支援法第６条）

国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図る。

（総合法律支援法第７条）

３．ネットワーク構成機関・団体の範囲

日本司法支援センターは，平成１８年４月１０日設立され，現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり，ネットワークのあり方につき検討中の状況である。

４．ネットワークの具体的な活動内容

日本司法支援センターは，平成１８年４月１０日設立され，現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり，ネットワークのあり方につき検討中の状況である。

５．現場レベルでのネットワークの具体的な機能事例（複数）

日本司法支援センターは、平成１８年４月１０日設立され、現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり、ネットワークのあり方につき検討中の状況である。

６．その他ネットワークの概要

日本司法支援センターは、平成１８年４月１０日設立され、現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり、ネットワークのあり方につき検討中の状況である。

７．ネットワークにおける現状の問題点・課題

日本司法支援センターは、平成１８年４月１０日設立され、現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり、ネットワークのあり方につき検討中の状況である。

８．ネットワークの充実強化の可能性及び考えられる方向性

日本司法支援センターは、平成１８年４月１０日設立され、現在は同年１０月の業務開始を予定し準備中であり、ネットワークのあり方につき検討中の状況である。

９．その他

日本司法支援センターにおいては、業務開始に向け、関係機関との協議等を行い、特に同センター地方事務所において被害者等の支援に関係する団体との連携協力体制を構築すべく、当面は各地の被害者支援連絡協議会に参加を申し入れて、これに参加することとしている。その後、協力体制をより一層実効性のあるものにすべく、同センター地方事務所が主体的に協議会等を実施することも検討する。

総合法律支援法の成立経緯・日本司法支援センターの概要

背景

社会経済の「構造改革」

事前規制型社会から
事後チェック型社会へ

司法制度改革の必要性

身近で利用しやすく適正迅速で、
信頼のできる司法制度の構築

司法制度改革審議会意見書 (H13.6.12) 司法制度改革推進計画 (H14.3.19閣議決定)

- 民事法律扶助の拡充
- 司法の利用相談窓口（アクセス・ポイント）の充実とネットワーク化の推進による司法に関する総合的な情報提供
- 被疑者・被告人の公的弁護制度の整備（公正中立な運営主体を設けて公的資金を導入）等

小泉首相発言要旨 H14.7～H15.7 (司法制度改革推進本部顧問会議)

- 司法を国民の手の届くところに置かなければならない。
- 法的紛争を抱えた市民が気軽に相談できる窓口を広く開設し、きめ細やかな情報や総合的な法律サービスを提供することにより、全国どの街でもあまねく市民が法的な救済を受けられるような司法ネットワークの整備を進める必要がある。
- 「司法ネットワーク」の中核となるセンターが担うべき事業内容と既存の関連サービスとの連携や協力のあり方について、速やかに検討を進めていただきたい。

自民党政権公約 2003

- 法律相談窓口の全国的な設置

自民党重点政策 2004

- 司法ネットワーク構築～総合的法律サービス提供及び司法アクセスポイントの設置

公明党マニフェスト123

- 弁護士「ゼロワン地域」の解消
- 法律扶助の更なる拡充等

総合法律支援法成立 (H16.6.2公布)

基本理念：総合法律支援の実施及び体制整備は、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスを受けられる社会の実現を目指すものとする。(第2条)

日本司法支援センターの設立

事務所

本部 §16

- 東京都・役員 §22
[理事長1名・監事2名・理事3名以下・理事(非常勤)1名]
・事務職員

地方 §16

- 地裁本庁所在地50か所
常勤弁護士・事務職員
- 地裁大規模支部所在地・司法過疎地域等
(地域の実情、業務の効率性、その他の事情を勘案して、必要がある地域に設置)
常駐弁護士又は巡回弁護士・事務職員

主な業務内容

情報の提供 §30

- 弁護士、隣接法律専門職者、ADR機関等に関する情報を収集・整理し、提供する。
紛争解決への道案内を行う。

司法過疎対策 §30

- 司法過疎地域において、依頼に応じ、相当の対価を得て、支援センターの契約弁護士等に法律事務を行わせる。

民事法律扶助 §30

- 資力に乏しい国民等に対し、民事に関する弁護士費用の立替え等・書類作成費用の立替え等・無料法律相談の援助を行う。

犯罪被害者支援 §30

- 犯罪被害者の援助に関する情報を収集・整理し、提供する。
犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介

国選弁護士確保 §30

- 支援センターの契約弁護士を国選弁護士候補に指名して裁判所等に通知し、選任された国選弁護士に国選弁護人の事務を行わせる。
裁判の迅速化・裁判員制度の実施を支える国選弁護士体制の整備

連携の確保・強化 §30

- 国、地方公共団体、弁護士会等、ADR機関、犯罪被害者支援団体等、その他の関係機関・団体との連携の確保及び強化を図る。

目的 総合法律支援関係事業の迅速・適切な遂行 (§14)

総合法律支援法（抄）（平成十六年法律第七十四号）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第七条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

（被害者等の援助等に係る態勢の充実）

第六条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）が刑事手続に適切に関与するとともに、被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度を十分に利用することのできる態勢の充実が図られなければならない。

（連携の確保強化）

第七条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

（支援センターの目的）

第十四条 支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

イ 裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの
ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者(以下「国民等」という。)又はその支払により生活に著しい支障を生ずる国民等を援助する次に掲げる業務

イ 民事裁判等手続の準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。

八 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し民事裁判等手続に必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 八に規定する立替えに代え、八に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に八に規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)を実施すること。

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護人契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

七 支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、次の業務を行うことができる。

一 その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

（支援センター等の義務等）

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 支援センターは、前項に規定する者が高齢者及び障害者等法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、前条に規定する業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮をしなければならない。

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法による紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に

関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

- 4 支援センターは、地域における業務の運営に当たり、協議会の開催等により、広く利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。
- 5 地方公共団体は、支援センターに対して、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をすることができる。
- 6 支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

日本司法支援センター中期目標(抄)(平成18年4月10日法務大臣指示)

1 中期目標の期間

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)の中期目標の期間は、平成18年4月10日から平成22年3月31日までの間とする。

2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

(6) 犯罪被害者支援

犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。

3 業務運営の効率化に関する事項

(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。

連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充(アクセスポイント機能の充実)を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報(データベース)を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。

4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 民事法律扶助

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。

(4) 犯罪被害者支援

犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。

支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。

犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。

資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。

日本司法支援センター中期計画（抄）（平成 18 年 4 月 28 日法務大臣認可）

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(6) 犯罪被害者支援

地方事務所単位で、平均 12 以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。

関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（ ）を平成 18 年度から平成 21 年度までの間に上昇させる。

（ ）連携指数

例えば、連携の度合いを 1 ～ 4 に分類し、

$$(\text{各関係機関の連携指数の総和}) \div (\text{関係機関の総数} \times 4) \times 100$$

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。

関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供

各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。

(2) 民事法律扶助

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助を提供する。

(4) 犯罪被害者支援

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

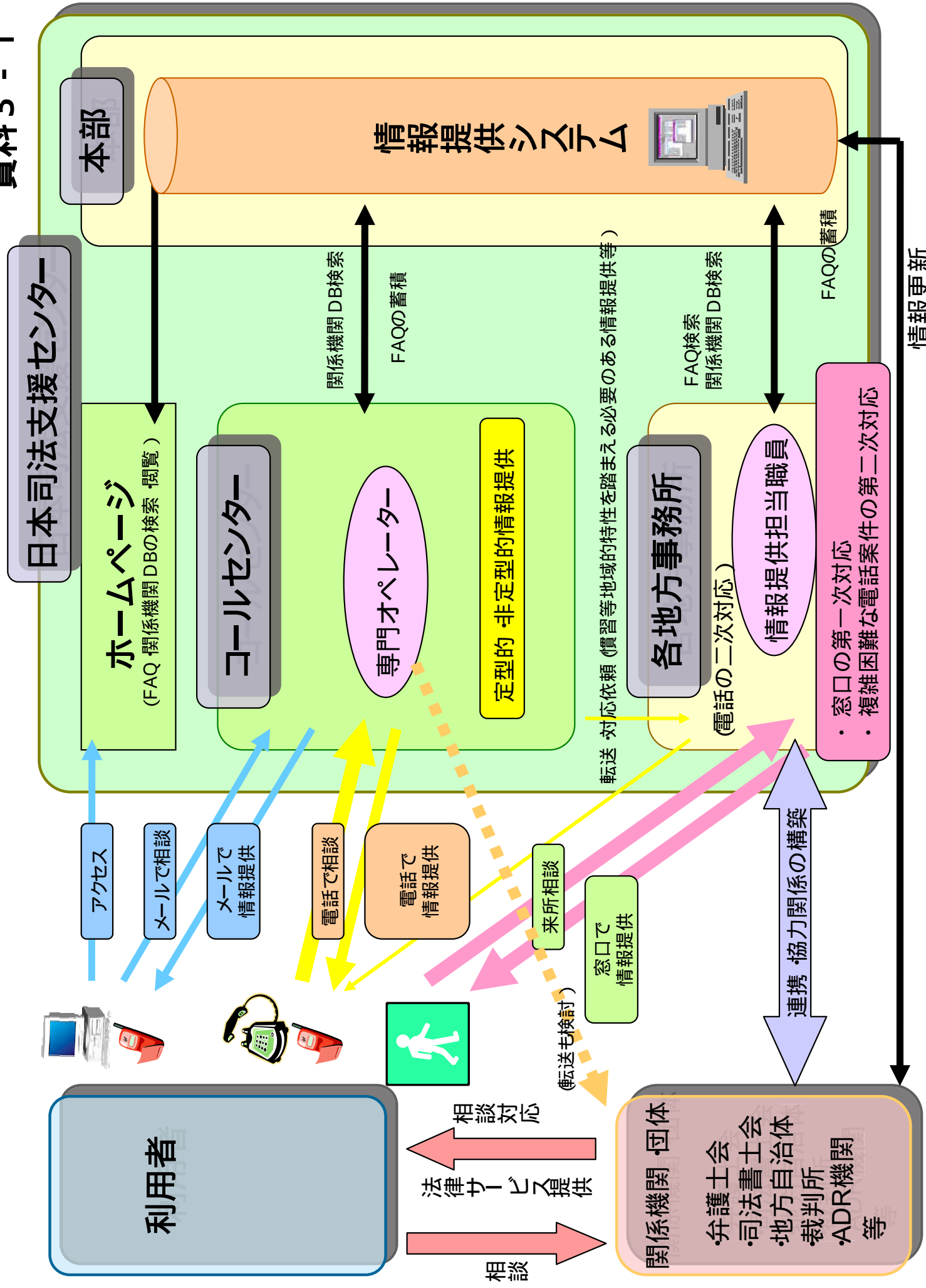
犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に 1 回以上設ける。

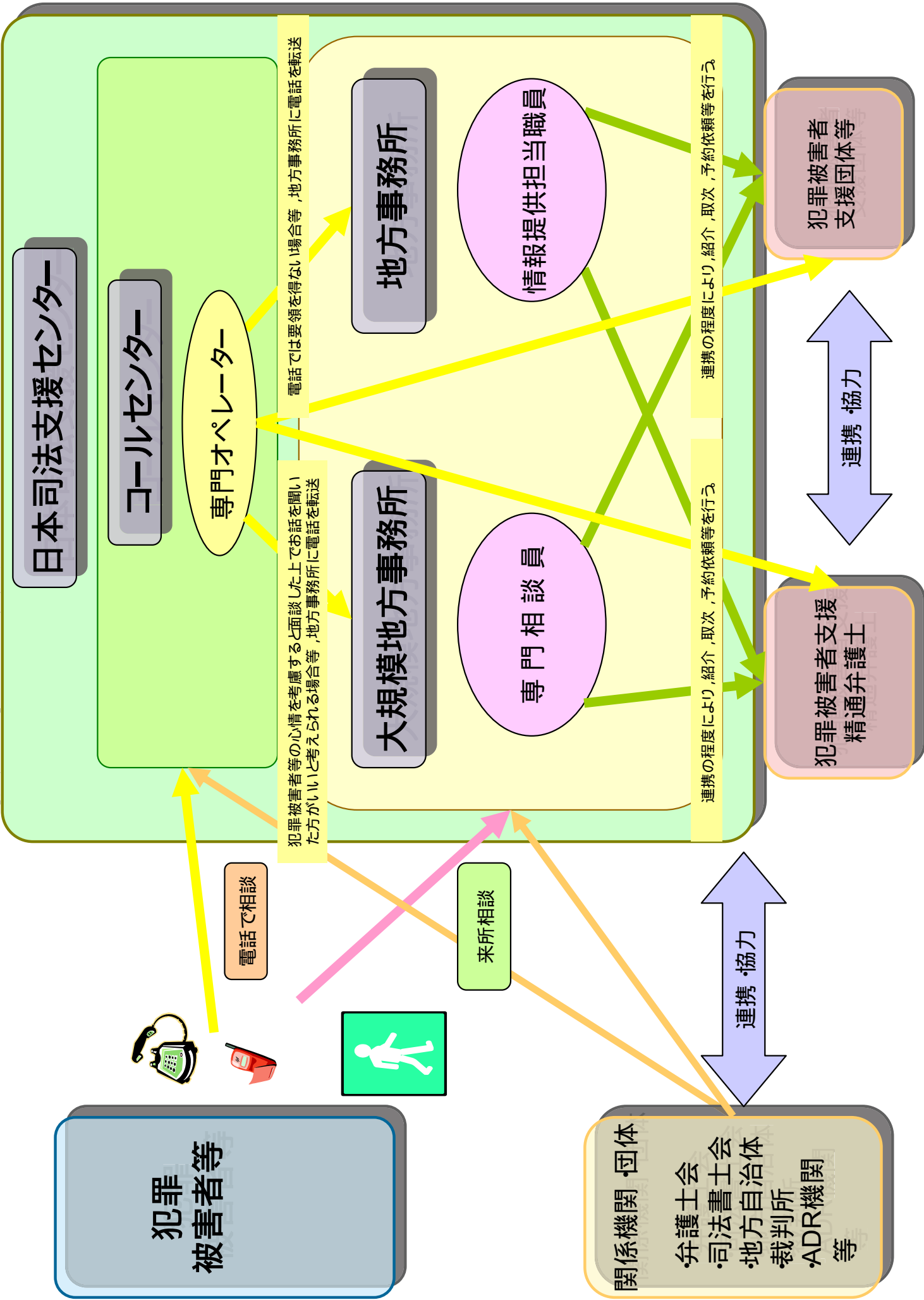
各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。

損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

情報提供業務のイメージ

資料 3 - 1





法律相談援助のイメージ

資料 3 - 3

